

■議案第34号 四万十町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

在宅介護の推進を図るために、本町では申請に基づき「在宅介護手当」を規則で定める重度の要介護者を介護する介護者に対して、月額1万円支給しています。これは、介護者を激励し、その労を報いることを目的としています。

しかし、在宅介護にかかる経済的、身体的、精神的負担は第三者が想像する以上に大きく、その軽減を図ることが高齢社会の先端を行く本町にとって喫緊の課題となっています。

本町の介護保険給付費は、平成20年度決算額で1,851,050千円となっていますが、5年後の平成25年度決算額では2,337,343千円と、平均すると毎年約1億円ずつ伸びてきています。当然ながら介護保険給付費の伸び率と第1号被保険者の介護保険料の伸び率は連動していて、この抑制をどう図るかが大きな課題となっています。

一方、本町の在宅介護サービス受給者1人当たり給付月額は115,000円となっていて、施設介護サービス受給者1人当たり給付月額304,000円と比べると、4割弱の給付額となっています。

このような状況から鑑み、在宅介護手当を月額1万円から月額2万円に引き上げ、在宅介護にかかる介護者の経済的負担を軽減するとともに、在宅介護を奨励することによって介護保険給付費と介護保険料の上昇の抑制に繋がります。

【主な改正内容】

在宅介護手当を月額1万円から月額2万円に引き上げます。

【施行期日】

平成27年4月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
(手当の額) 第6条 手当の額は、重度の要介護者1人につき月額2万円とし、申請のあった月から算定する。	(手当の額) 第6条 手当の額は、重度の要介護者1人につき月額1万円とし、申請のあった月から算定する。